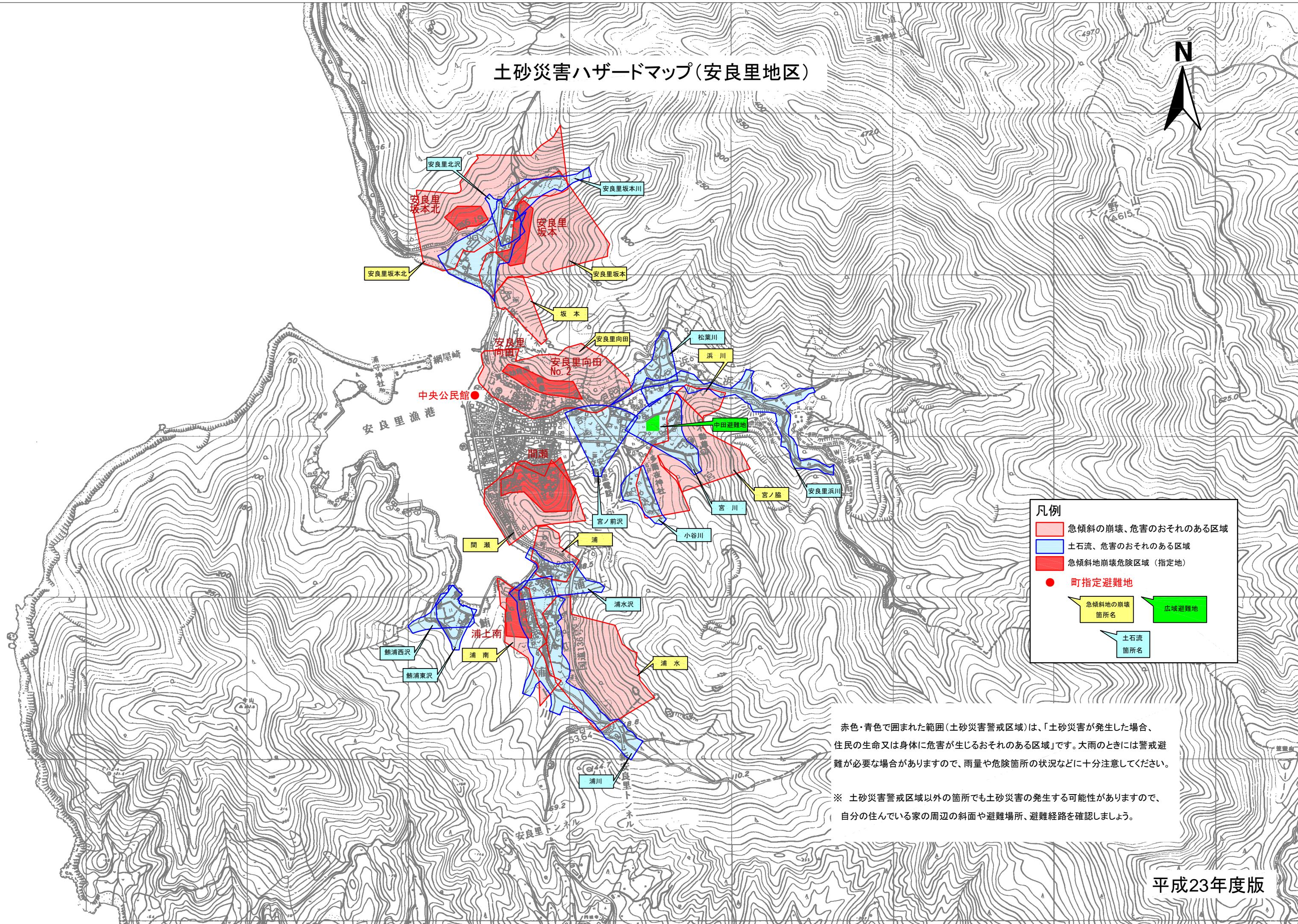


## 土砂災害ハザードマップ(安良里地区)



# 土砂災害に対する日頃の備えと警戒避難について

## 1. 土砂災害ハザードマップの赤色・青色の範囲が、 土砂が到達するおそれのある範囲です。

○普段から家族全員で、避難場所や避難する道順を確認しておきましょう。  
(災害が起きた時、家族が全員一緒にいるとは限りません。)



- ・危険な箇所を調べておく
- ・避難場所や経路を確認しておく

## 2. 雨が強くなってきたら、雨量情報、予報、警報等 の情報を積極的に入手しましょう！

○テレビやラジオ等で気象情報を確認しましょう。  
○インターネットでは、もっと詳しい気象情報が得られます。

静岡県防災情報システム  
SIPOS-RADAR  
<http://sipos.shizuoka2.jp>



## 3. 町から避難勧告などの連絡が あつたら直ちに避難しましょう！



家族全員がわかる場所に貼っておきましょう。

問い合わせ先 静岡県 交通基盤部 砂防課 電話 054-221-3041 ホームページ <http://www.pref.shizuoka.jp/kensetsu/ke-350/>  
西伊豆町 産業建設課 電話 0558-52-1115 ホームページ <http://www.town.nishiizu.shizuoka.jp>

## ハザードマップに記載した区域の説明

### 土砂災害警戒区域

急傾斜地

土石流

土砂災害のおそれのある区域を住民の皆様に周知し、防災意識を高めるとともに警戒避難体制を整備すること等を目的に指定した地域です。

#### 区域内の規制

この区域内にある土地を宅地建物取引業者が売買するときは、相手方に「土砂災害警戒区域である」ことを説明することが義務付けられました。

### 急傾斜地崩壊危険区域

がけ崩れから住宅・道路等を守るために、擁壁工や法面などの崩壊防止工事を実施するために指定した区域です。

#### 区域内の規制

- 次の行為を行う場合は静岡県知事の許可が必要です。
1. 水を放流し、又は停滞させる行為や水の浸透を助長する行為
  2. ため池、用水路等の急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置や改造
  3. 法切、切土、掘削又は盛土
  4. 土石の採取又は集積

広域避難地

●町指定避難地

地震災害などの場合には広域避難地に避難しますが、大雨によって災害のおそれのある状況になったときは、広域避難地が土砂災害警戒区域の中に含まれていた場合は、防災行政無線等で避難する場所(町指定避難地)をお知らせします。

## 土砂災害に対する放送があったときは

**避難準備**(気象予測等により土砂災害のおそれが高まったとき発令)  
家族との連絡、非常時持出品の用意等、避難準備を開始してください。

**避難勧告**(前兆現象が発見される等により土砂災害のおそれが高まったとき発令)  
避難地への避難行動を開始してください。

**避難指示**(土砂の移動現象や前兆現象が発見される等により土砂災害のおそれが非常に高まったとき発令)  
避難中の方は、確実な避難行動を直ちに完了してください。未だ避難していない方は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は、生命を守る最低限の行動をしてください。